

児童自立支援施設のあり方に関する研究会

【 参 考 資 料 】

- 児童自立支援施設の公設民営化について . . . 1
- 「構造改革特区の第7次提案」における横浜市の提案及び
提案に対する厚生労働省の回答 . . . 5
- 厚生科学研究補助金（子ども家庭総合研究事業）平成13年～15年
非行問題に対応する児童福祉サービスのあり方に関する
調査研究（抜粋） . . . 7
- 「児童自立支援施設に関する実態調査について（調査結果）」
より抜粋（子どもの援助内容等について） . . . 13
- 児童養護施設等における入所者の自立支援計画について . . . 19
- 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所（沿革） . . . 29
- 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所入所規程 . . . 30
- 講義科目 . . . 32
- 演習科目 . . . 33
- 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所研修
（平成16年度実績） . . . 34
- 平成17年度全国児童自立支援施設等職員研修 . . . 35
- 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所検討委員会
報告書 . . . 48

児童自立支援施設の公設民営化について

1 公設民営化に対する要望等の経緯

- ① 平成15年10月17日に開催された経済財政諮問会議の中で、「行政サービスにおける民間開放の拡大の検討」について議論されたことを受け、内閣府が地方公共団体に対して「行政サービスのアウトソーシングを阻害する要因」についてアンケート調査を実施。
- ② 山形県、茨城県、佐賀県から「児童自立支援施設」について、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第36条の都道府県による設置規定及び児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員について都道府県の吏員をもって充てる規定がアウトソーシングを阻害している要因としてあげられる。
- ③ このことに対し、厚生労働省に対して対応の方向が求められ、「児童自立支援施設は、犯罪を行った少年などについて家庭裁判所から送致を受けるという極めて公共性の高い施設であるため、地方公共団体において責任を持って専門性や安定性を確保する必要がある。しかしながら、専門性や安定性の確保が図られることを前提に民間社会福祉法人への委託について検討する余地があると考える。」（別添2）との回答を行い、平成15年11月26日経済財政諮問会議において公表されたところ（別添1）。
- ④ 平成17年第7次構造改革特区においても、横浜市から児童自立支援施設の公設民営化の要望が提出され、「児童自立支援施設の在り方を検討する中で、このことについても議論し、結論を出す」旨回答したところ。

2 公設民営化に向けての検討課題（論点整理）

公設民営化に向けては、以下の点について整理する必要があると考える。

① 児童自立支援施設は、家庭裁判所から送致を受けることのある極めて公共性が高い施設であることを踏まえ、他の児童入所施設とは異なるものと考えられる点

②民間社会福祉法人に委託をするにあたっての留意事項

専門性の確保、安定性の確保、人材の確保等をどのように担保していくのか。

③入所児童の無断外出時における事件、事故等に対する対応

児童自立支援施設は、開放処遇のもと、児童に対する援助を行っていることから、時に入所児童が無断外出をし、事件等を起こすことがある。他の児童入所施設と異なり、自由に外出を認めていない。

④学校教育の導入

他の児童入所施設においては、地域の学校に通うことが可能であるが、児童自立支援施設においては、その中で実施する必要がある、分校等の設置が必要。その導入状況は、約50%に留まっている。

⑤委託先の要件

⑥その他

行政サービスの民間開放等に係る論点について (抄)平成15年11月26日
内閣府

現在、先進諸国では、新しい行政手法（NPM）の下で、官民の役割を見直し、時代のニーズに応じた再設計が進められているところであるが、わが国においても、行政サービスの民間開放を積極的に推進し、「3つの効果（①行財政の効率化、②住民サービスの質的向上、③雇用拡大・経済活性化）」を実現し、地域経済の活性化につなげていく必要がある。

以下は、①官から民へ（民営化や官民競争の推進〔市場化テスト〕等を通じ、行政サービスの民間解放を拡大）、②国から地方へ（国が画一的に地方に關与する法律制度等を見直し、地域の知恵や特性を反映しうる柔軟・弾力的な執行体制を実現）、③民需の拡大（地域の資源を有効活用し、事業機会や雇用の創出につなげる）の「3つの視点」を踏まえつつ、別紙の民間委託に関する調査において地方公共団体からの指摘がみられた項目を中心に、行政サービスの民間開放等を阻害する法令等の要因を洗い出し、論点をまとめたものである。

これらの検討等を通じ、地域のリーダーシップの下で、現場の知恵を生かした、柔軟・弾力的な地域再生への取り組みが可能となるように、環境整備を進めていくことが必要である。

1. 地域の公共施設の管理の民間開放等

(1) 公共施設管理のさらなる民間開放

地方公共団体の施設の包括的な管理を民間事業者が行うことを可能とする「指定管理者制度（平成15年6月地方自治法改正、9月施行）」の導入は、行政サービスの民間開放に向けた大きな一歩であると評価される。

ただし、他の法令の規定等（※1）により、この制度が適用できる施設の範囲等が限定されているものについては、その制約をできる限り撤廃する方向で、さらに見直すべきではないかと思われる。

（※1）「他の法令の規定等」の例

- ・ 道路法、河川法等個別の法律において公の施設の管理が限定される場合には、指定管理者制度をとることができないとの指摘がある。
- ・ 公民館の管理について、公民館の館長、主事その他必要な職員は教育委員会が任命することとされていることから、全面的な民間委託ができない（社会教育法）。
- ・ 児童自立支援施設について、都道府県が設置し、従事職員として児童自立支援専門員等を都道府県の職員をもって充てるという規制があるため、施設の管理・運営ができない（児童福祉法施行令）。

地方公共団体より阻害要因として回答のあった主なものについての各省の対応一覧（抄）

概要	制度的阻害要件の内容	関係条文等	回答団体	関係省庁	対応の方法
1 児童自立支援施設 の管理・運営	児童福祉法施行令第10条による都道府県設置及び従事職員として児童自立支援専門員等を都道府県の職員をもって充てるという規制があるため、児童自立支援施設の管理・運営ができない。	児童福祉法 施行令第10 条第5項	山形県 茨城県 佐賀県	厚生労働省	検討の 余地有り 児童自立支援施設は、犯罪を行った少年などについて家庭裁判所から送致を受けるという極めて公共性の高い施設であるため、地方公共団体において責任をもって専門性や安定性を確保する必要がある。しかしながら、 <u>専門性や安定性の確保が図られることを前提に民間社会福祉法人への委託について検討する余地はあると考える。</u>

○児童福祉法施行令(昭和三十二年政令第七十四号)

- 第三十六条 都道府県は、法第三十五条第二項の規定により、児童自立支援施設を設置しなければならない。
- ② 前項の児童自立支援施設における事務に従事する職員として、都道府県に児童自立支援専門員及び児童生活支援員を置く。
 - ③ 児童自立支援専門員は、児童の自立支援をつかさどる。
 - ④ 児童生活支援員は、児童の生活支援をつかさどる。
 - ⑤ 第一項の児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員は、当該都道府県の吏員をもって、これに充てる。
- (昭二五政一七〇・昭二八政二八三・昭三二政一二八・平九政二九一・平一〇政二四・一部改正、平一四政二五六・旧第十条繰下)

※平成14年の政令改正により、第10条から第36条へ条文が移動された。

「構造改革特区の第7次提案」における横浜市の提案及び提案に対する厚生労働省の回答

【横浜市の提案（概要）】

○規制の特例事項名

児童自立支援施設の整備・運営に係る民間活力の導入

○規制の特例事項の内容

児童福祉法施行令第36条第5項の規定により、児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員に吏員を充てることとされているが、民間事業者（社会福祉法人）による児童自立支援施設の整備・運営を可能にする。

○具体的事業の実施内容

児童自立支援施設の整備・運営に民間活力を導入し、行政の支援とあわせ、民間事業者（社会福祉法人）の柔軟性と迅速性を生かして、多様化する子どものニーズに対応した支援を充実させる。

○提案概要

非行や心に傷を負った子どもに対し、自立に向けた支援を行う施設として児童自立支援施設があるが、政令により施設長ほかの職員には「吏員」を充てることとされているため、施設運営について民間事業者（社会福祉法人）が参画できる条件にない。

児童養護施設など、多くの児童入所施設を社会福祉法人が運営している実績に鑑み、「児童自立支援施設」についても、参画が可能となる条件を整えるものである。

○提案理由

児童自立支援施設に入所する子どもについても、近年は被虐待児など不適切な養育環境に置かれた子どもが増加し、子ども達一人ひとりの特性にあった、よりきめ細やかな支援を行うことが必要である。

児童自立支援施設の理事就任等、一定の関与をすることで、地方公共団体として運営面の責任を担うとともに、整備・運営に民間活力を導入することで以下の効果が期待できる。

- ① 施設長を始め、短期間で職員異動が行われている公営に対し、子どもの支援に高い理念と専門性を持った理事長・施設長の方針のもとで、子ども達への一貫した支援を継続的に行うことができる。

- ② 施設の運営や子ども達への支援を担う職員についても、熱意と専門性の高い人材を広く採用することができ、一貫した支援を継続的に行うことができる。
- ③ 施設の運営にあたり、公営では予算制度の制約に加えて、行政組織としての手続きを経て施設運営や事業実施をする必要があること、さらに組織が大きく意志決定に時間がかかることなどから、子ども達の支援にすばやく弾力的に対応するのは困難である。これに対し民営はこれらの制約がなく、柔軟な運営を行い、運営法人の判断で様々な事業を開拓的に実施できるため、子どものニーズに沿ったよりきめ細やかな支援が可能である。
- ④ 効率的な運営により生み出された財源によって新たに心理職員を配置するなど、子どもへの専門的なきめ細やかな支援の幅を広げることができる。

複雑・多様化する子ども達への適切な支援を行うため、民間事業者（社会福祉法人）の専門性、柔軟性、迅速性、効率性を活かして、社会へ踏み出す子どもの自立支援を進めることが重要である。

【厚生労働省の回答】

○措置の概要（対応策）

児童自立支援施設の公設民営の可否については、児童自立支援施設の在り方を検討する中で、これから検討していくこととしており、その検討結果を踏まえて判断することとしている。

検討結果が出ていない現時点では、公設民営の可否についての判断は困難である。

なお、公設民営の可否の判断については、今年中に結論を出すこととしている。

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童等を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設であり、他の児童福祉施設とは、その趣旨、機能が異なるものである。

また、平成17年通常国会に提出されている少年法等の一部を改正する法律により、今後、ぐ犯少年、触法少年に対する児童福祉の観点からの児童の自立支援が重要となるところであり、児童自立支援施設の果たす役割がますます増大していくものと考ええる。

以上のことから、児童自立支援施設の都道府県の必置規制を廃止することは困難である。

公設公営のメリット・デメリットについて

厚生科学研究補助金（子ども家庭総合研究事業）平成13～15年
「非行問題に対応する児童福祉サービスのあり方に関する調査研究」
第1パート「児童自立支援施設の入所状況とその課題について」
の公設公営に関する記述において、多かった意見をまとめたもの

【公設公営のメリット】

- 入所児童数の増減にかかわらず、安定した運営及び一定の処遇が可能である。
- 公的な関係機関（児童相談所、福祉事務所等）との連携がとりやすく、また、踏み込んだ意見交換がしやすい。
- 職員の給与等の待遇が保障されており、安心して職務に専念できる。
- 公務員の職務上の不法行為について、国家賠償責任を国や地方自治体が負い、被害者に対しての使用者責任を負うこととなる。
- 守秘義務が保たれる。
- 学校教育の実施がより可能である。
- 公立公営ということで、利用者も安心して利用できる。

【公設公営のデメリット】

- 公務員であるため、人事異動の制約を受ける。
 - ・ 経験を積んだ職員が異動する一方で、一般行政職の職員や児童自立支援施設の勤務を望まない職員が配置されることがあり、専門性の蓄積が困難となる。
 - ・ 施設長が他の分野の部署から異動してきて数年で交代してしまう。
 - ・ 直接処遇職員の人事交流が難しいため、組織が硬直化しやすい。
- 運営も行政の制約を受け、サービスの拡充に限界があり、また、新しい企画の実現に時間がかかる。
- 身分が安定しているため、職務に対する緊張や厳しさが失われがちである。
- 職員の資質向上や処遇内容の向上など内部努力がおろそかになりがちである。
- 会計方式が単年度であるため、長期的な展望に立った予算執行による業務の推進が難しい。
- 定員開差が大きい施設では、施設が社会的責任を果たしていると認められるか問題。
- 異動のサイクルが短いと、アフターケアが短期間になったり、退所児童の心のよりどころになりにくい。

厚生科学研究補助金（子ども家庭総合研究事業）平成13年～15年

非行問題に対応する児童福祉サービスのあり方に関する調査研究

第1パート 児童自立支援施設の入所状況とその課題についてから

主任研究者 野田正人（立命館大学） 分担研究者 才村真理（帝塚山大学）

分担研究者 平戸ルリ子（東京家政大学） 研究協力者 鈴木崇之（武庫川女子大学）

施設 公設公営原則をはずし、公設民営に移行することについてどう考えるか 1よい、2やむを得ない、3よくない、4その他

-
- 3 公設民営によるメリット、デメリットを考える時、対象児童にとっては公設公営が良いと思われる。
 - 4 はっきりと決めかねている。〇〇には、全国に民営が2つあるが、詳しいことはわからないので。
 - 3
 - よく分からない。
 - 2
 - 4 児童の入所に関しては、他県との交流がしやすくなるが、処遇困難児童等が浮いてくるのではない
 - 4 かと思うが、公設でなければならない理由に乏しい。
 - 2 入所型施設を公設公営で運営する時代ではないと思う。
 - 2 現在のようは状況が続きのならやむを得ない。
 - 4 民営化自体が困難と思われる。（大都市は別として）
 - 4 いずれにしろ、良くも悪くも公設というところの問題点が露れてくる。
 - 3 閉鎖性。スペシャリストの不足が起きる。
 - 3 学習権の保障ということで、公教育が導入されなければならない今、民営の場合、公教育の導入は難しいと思われる。
 - 3 ・財政の見通しがたたない。（施設運営の予算）・児童処遇の特殊性から民営化は適さない。
 - 3 公設公営が民設民営がはっきりした方がよい。公設民営は中途半端で公設と民営の悪い面を併せたものとなる可能性が高い。
 - 4 ・施設の種類によって、公設民営が有効なものがある。
 - 3 採算性が重視されると思うから。
 - 2.3 2-現状のまま充足率が低下すれば、なんらかの改善が必要であると思われる。
 - 3 独立採算制による効率化を強いられる結果として、職員の労働条件の低下ないしは、劣悪な労働条件の固定化と児童処遇条件の低下は必至である。
 - 4 よく分からない。
 - 4 メリット・デメリットについてよくわからないため。
 - 3 定員開差の問題からの選択であるなら、根本的な問題についての解決がされず、充足率だけの視点からしか、とらえていないことになる。
 - 4 社会福祉施設の措置から契約への流れは時代の要求であり、その意義は理解できる。ただ、施設利用者が自ら選択して施設サービス利用する場合と違い、当施設のように入所者が必ずしも希望して施設に入所してくるわけではない場合もあり、経営実態のみを遡上に乗せて検討することは慎重に行いたいと考える。
 - 3 社会的責任をきちんと果たすべき。学校教育との連携において、公・民混在は不安定要素になりかねない。
 - 4 意味がない。教育の分野で自立支援のシステムを立ち上げることにより、発展的に福祉から教育に移行されることが望ましい。
 - 3 行為障害等の非行関係の子どもが入所することが多いので、守秘義務、プライバシーの保護等の面からも、公的な機関の方がより公明性が保たれると考えている。
 - 2 現在の施設の機能がとても中途半端であり、このままでは入所したメリットがあまり感じられないと思う。もっと今の社会の必要性に見合った取り組みをしていく必要がある。公営という体制がネックになるならば、民営化もやむを得ないと思う。
 - 3 経済「合理性」以外、あまり積極的な意味が見いだせません。
 - 3
 - 2 入所児童の減少傾向が続いており、公設公営による運営が難しくなってきたため。
 - 3 安定的な施設運営が期待できるか？
 - 3 経済性が優先されるおそれがある。
 - 3 目に見える結果、効果がすぐに出ない職場であり、その運営の難しさは大きいといえることで、公設公営が望ましいと考える。反面、公設民営化した場合は、施設長が単なるポストの移動では済まなくなり、その分、職員との処遇の一本化も可能となりレベルのアップにつながる可能性もあると考えられるが、確実性には欠ける。
 - 3 入所児童を増やすための施設努力がなされる。
 - 3 行政としての責任が不明確
 - 3 本県では公設民営の施設運営はなくす方向であり、めぐまれない養育環境で育ってきた子どもたちに公営で責任をもった支援が必要である。

区-1 公設公営のメリット

①入所児童が少なくても、施設運営を心配することなく指導に専念できる。②利用者にしても公立ということで安心して利用できる。③児童福祉法44条に対して、少年法と児童福祉法の狭間にある要保護児童に対しては有効である。

出来れば公立で責任をもって、14歳未満の非行児を処遇する施設としての位置付けが必要に思う。民間では、経費等(人件費)が保持できないではないか。低い人材の問題があるのではない
・人的にも予算的にも効率を優先しなくてもやっていける。(小舎制の維持、勤務条件の改善等)
・職員も身分的に保証されており、人材確保も容易である。

必要最低限の保証されているから。

よくわかりません。

入所児童が一定しないがしなすことによる、経営も不安定要素がない。

自立支援の内容が公的施設である方がやりやすい。

公平性(地域的、経済的)

入所児童が減少しても公営だから継続運営ができる。

一定の水準以上の職員の確保がある。

幅広い人材。経済面での安定。

措置人数に左右されず、安定した運営ができる。守秘義務が保たれる。公平性が保たれる。

・地域住民のニーズが反映出来る。・利用者と、児相・学校・施設のつながりが密接になる。

・設置義務があるので、不採算でも施設を維持できる。・首長の政策方針によっては、最低限必要な人員等の確保(予算的配慮)が可能である。(逆もありうる)

・公務員の職務上の不法行為について、国家賠償責任を国が負い、職員が守られている。・被害者に対しての使用者責任を負うことができる。

採算性を度外視したかわりが可能である。

・資金面での保障・職員の身分が保障されており、職務に専念できる。

施設サービスにおける公的責任が明確である。

必要としている児童が少数(実際はたくさんいるが)でも、しっかりした施設体制(処遇)で対処できる。

・定数充足率の増減に経営が左右されない・定数充足率を重視した処遇に偏する可能性が低い。・小舎夫婦制のため、寮職員は別だが、本館職員は一般行政職としての人事異動の一環であり、施設の閉鎖性に陥る危険から免れる安全弁となっている要素がある。・最低基準を上回る職員を配置し、処遇の向上を図ることが比較的容易である。

非行児童の教育には大変なエネルギーがいるし、危険もある。職員の身分の安定がないと打ち込めない。また、弁償問題など考えれば、公設公営でなければならない。

1. 職員の給与等の待遇に関して、施設経営上の影響を受けないため、業務に専念できる。2. 職員の採用に当たって公募形式を採るため、優秀な人材を確保できる。3. 公的な関係機関(児相・福祉事務所等)と、ある程度人事交流があるため、業務の理解を得やすい。

公的責任を果たせる。学校教育の実施がより可能。地方の子どもはその地方で育てる事が可能。民間では維持していくことは困難。公設であるからこそ安定。

・現在の広大な環境(ハード面)を、子どもに提供できる。・措置基準以上の職員を配置でき、子どもに豊かな環境(ソフト面)を提供できる。

運営に必要な予算等の確保は安定している。職員の人員数の確保や、勤務形態もきちんとしており、転勤がある為、マンネリは防ぎやすい。

絶対的なものは、生徒数の増減によらず、運営基盤が保障されることです。その時々事情によっては、一時入所ストップということを経験する得ない場合があります。公的機関同士踏み込んだ意見交換がしやすいということもあるでしょうか。

・児童自立支援施設の職員には専門性が求められており、公設公営であれば、安定した職業形態が保障され、より高い専門性が養える。・職員配置基準以上に職員が確保され、研修等によって専門性を高めることができる。

入所児童の増減にかかわらず、一定の処遇が保障できる。

安定した運営ができる。

予算に比較的恵まれており、予算不足のため施設機能に支障をきたすことは少ない。

採算が度外できること職員の地位、身分の保証による安定。職員の個性が生かされる。

ハード、ソフト面(人員、予算)において、民間施設より優遇される。・入所児童数が少なくても運営できる。

・職員の質の確保(賃金等、就労条件等が良く、職員が安心して仕事ができる)・児相職員と同じ都道府県の職員として、対等の立場であり、児童福祉状況把握も可能、連携も良好に保たれる。

・いわゆる指導困難(処遇困難)事例への対応が可能。

職員の処遇が充実しているため、安定的継続的な支援ができる。

公設公営のデメリット

①公立であるということで、施設運営の心配はしなくてよい。そのことに甘えて、民間の施設のように、処遇の内容や向上や、職員の意識改革がおろそかになりがち。②職員の確保について、公務員ということで融通が利かないため、採用には制約があり資質を持ってその施設で働きたいと言う職員の採用が困難な場合がある。また人事異動の対象となるため、経験を積んだ職員も移動してしまうこともあり、反対に児童自立支援施設での勤務を望まない職員が辞令1つで配置されることもある。③定員開差が大きい施設の場合、施設が社会的責任を果たしていると認められるかが問題である。

これまでの経過の中で、施設はかなり硬直化している。専門職の資格一つにしても、独自の感が強い。国の方向が一つもかわっていないことが問題。

・人事等行政の制約を受ける。(施設長が他の分野から異動してきて、2~3年で入れ替わる。)・運営も行政の制約を受け、それほど、思い切ったことは出来ない。

人事異動関係で必要な人材が確保されてない場合がでてくる。

よくわかりません。

職員採用がままならない。

職員の資質向上への取り組みが難しい。

だれでもできる仕事ではないが、本人の意志にかかわらず勤務しなければならない。

特になし。

・職員は存しても職人はいなくなる。・全国を横断した自立支援の意識が薄れ、県の行政機能としての意識が優先してしまう。

県が施設軽視した場合の、人事面における不理解、いいかげんな人事。

危機感を持ちにくい。施設本意の運営になりがちである。

・人事交流が限定される。・処遇方針が行政枠に規制される。

・不適格な職員の異動や首切りがやりにくい(傍若無人な振る舞いをする職員が居座る)。・とかく畑違いから施設長がきて数年で交代し、施設として追及すべき理念や目標が不明確にない易い(職員も同様)。

・公的責任の後退と捉えられがちになる。・職員の資質での問題があっても解職できない。・

サービスの拡充に限界がある。(職員の勤務時間等で)

金銭的なことや、鼓動範囲等がやはり規制される。職員の採用等が自由にきかない。

・内部努力の低下

専門機関(施設)であるから、職員の経験は長い方がより指導支援力がつくと思われるが、逆にマイナス面として、マンネリ化もみられるのではないかと

・経営効率はどちらかと言うと、度外視されており、都道府県財政を圧迫している施設が多いと思われる。・職員が一般行政職の人事ベースで異動すると、職員の専門性の蓄積・確立が困難と行政の都合で、専門職でない者が教育している。

1. 会計方式が単年度であるため、長期的な展望にたった予算執行による業務の推進が難しい。
2. 収穫物を販売してその対価を児童の処遇に反映されることが、歳入科目の構成上難しい。このことが可能となれば、児童の労働意欲増進に大きな効果ある。

定員開差があっても、親方日の丸でいられることが可能。また、このことについても、原因追及せず、安易でいられることがある。

長期間継続勤務により、公務員としての自覚に欠ける場合がある。

転勤の期間が短いサイクルだと、こうした施設では児と関係がつかなくなったり、児への指導がしづらかったり、がみられる。また希望としての転勤でない場合もあり、職員によっては、勤務することに負担を感じることもあると思われる。また、アフターケアが短期間になったり、退所児の心のよりどころにはなりにくい。

人事上の融通が利きにくい点がありますが、自治体の姿勢次第というところもあります。

・県行政職採用や人事異動により適切な人事確保が図れない。

入所児童の極端な減少があると、財政的に苦しい状況にあるため維持が難しい。

新しい企画の実現に時間がかかる。

公務員として地位が安定しているため、危機的意識を持ちにくい。

職員の地位、身分の保証による安定のため、ともしれば職務に対する緊張、厳しさが失われがちとなる。施設長が単なるポストの移動となり易い。

・県行政職採用や人事異動により適切な人事確保が図れない。

入所児童の極端な減少があると、財政的に苦しい状況にあるため維持が難しい。

新しい企画の実現に時間がかかる。

公務員として地位が安定しているため、危機的意識を持ちにくい。

職員の地位、身分の保証による安定のため、ともすれば職務に対する緊張、厳しさが失われがちとなる。施設長が単なるポストの移動となり易い。

ともすると施設の評価をしなかったり、児童処遇がマンネリになったりする。

・直接指導部分以外(給食、清掃等)の効率化が難しい。 ・物品の購入方法の規定が厳しい(予算の流用・有効活用ができにくい)

直接処遇職員の人事交流が難しく、組織が硬直化しやすい。